

令和 2 年 5 月 13 日  
社会連携本部長決定

## 東京大学協賛金等取扱要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）において受け入れる協賛金及び命名権料（以下「協賛金等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「協賛事業」とは、大学法人が実施するシンポジウム、公開講座、各種プログラム、プロジェクト等の教育研究活動事業であって、協賛金等の受入を大学法人に認められた事業をいう。
- (2) 「協賛金」とは、特定の協賛事業の趣旨に賛同した法人、法人以外の団体若しくは法人等により構成された団体（以下「事業者等」という。）から、当該協賛事業推進のため企業名やロゴの掲載若しくは東京大学の名称やロゴの一定の使用を認めること等を前提に受け入れる資金をいう。
- (3) 「命名権料」とは、特定の協賛事業の趣旨に賛同した事業者等に対し、大学法人保有の広場、施設の部屋、スペース、ラウンジ及びその他財産に、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク等を付与する権利等を設定し、その対価として受け入れる資金をいう。

### (協賛金等として受け入れることのできない条件等)

第 3 条 次に掲げる事業者等からの協賛金等は受け入れることができないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

- (6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (8) 政治団体
- (9) 宗教団体
- (10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと社会連携本部長が認めるもの

(協賛事業の設置)

第4条 協賛事業の実施責任者は、協賛事業を行おうとするときは、あらかじめ別に定める書式により、社会連携本部長に申請するものとする。

- 2 社会連携本部長は、協賛事業の計画が妥当であると認めるときは、実施責任者に対し、協賛事業の実施を承認する。

(協賛金等の依頼)

第5条 実施責任者は、前条の承認を受けたときは、事業者等に対し、協賛金等の申込みを依頼することができる。

(事業者等の募集、受入の申込み、審査及び受入決定)

第6条 事業者等の募集は、原則公募によるものとする。

- 2 協賛金等の申込みは、別に定める書式によるものとし、社会連携本部において受け付けるものとする。
- 3 協賛金の受入決定は、社会連携本部における事業者等の適正についての審査を経て、社会連携本部長が行う。
- 4 命名権料の受入決定は、別に定める国立大学法人東京大学協賛事業選定委員会における事業者等の適正についての審査を経て、社会連携本部長が行う。
- 5 大学法人は、命名権を設定するときは、別に定める命名権協定書を締結するものとする。
- 6 社会連携本部長は、1千万円以上の協賛金等の受入を決定した際には、速やかに総長に報告するものとする。

(協賛金等の振込の依頼)

第7条 経理責任者（東京大学会計規程（平成16年4月1日東大規則第8号）第23条第2項に規定する経理責任者をいう、以下同じ。）は、協賛金の受入の決定又は命名権協定書の締結があったときは、協賛者に対し、請求書を送付するものとする。

(受入の取消し)

第8条 社会連携本部長は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、協賛金等の

受け入れを原則として取り消すものとする。

- (1) 協賛者から協賛辞退の申出があった場合
- (2) 協賛者が第3条各号いずれかに該当すると認められた場合

(協賛事業の中止)

第9条 社会連携本部長は、災害その他やむを得ない事由により、協賛事業の実施に支障があると認める場合は、当該協賛事業の実施を中止させることができる。

(協賛金等の返還)

第10条 受け入れた協賛金等は、返還しない。ただし、前二条のいずれかに該当する場合又は協賛者の責めに帰することができない事由により実施ができない場合は、受け入れた協賛金等を協賛者へ適切に返還するものとする。

(協賛金等の使途)

第11条 協賛金等は次の各号に掲げる経費に充当する。

- (1) 協賛事業の広報・準備・運営等全般に要する経費
- (2) 協賛事業推進に要する経費

(収入の分配)

第12条 社会連携本部長は、協賛金等を受け入れたときは、実施責任者所属の部局の長との協議のうえ、当分の間、収入総額の70%以上85%以下の範囲内の額を当該部局に分配する。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、その都度、社会連携本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から実施し、令和2年3月1日以後に受け入れた協賛金等について適用する。